

仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度後期高齢者医療保険料額変更決定通知書等作製及び封入業務委託

2 業務内容

- (1) 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書・納入通知書・納付書の作製
- (2) 後期高齢者医療保険料額変更決定通知書・納入通知書・納付書への印字
- (3) 案内文書の印刷及び折加工
- (4) 送付用封筒（6種類）の作製
- (5) 帳票類の封入

3 帳票の作製

(1) 連続帳票（MPN用紙）

ア 2連帳票（9インチ）

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書・納入通知書

イ 6連帳票（27インチ）

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書・納入通知書・納付書

(2) 編綴方法

ア 連続帳票を裁断し、糊ブックニング（ホッチキス止めは不可）とする。

※帳票が破損等した場合は、直ちに千葉市保健福祉局医療衛生部健康保険課（以下「健康保険課」という。）職員に連絡し、健康保険課職員の指示のもと速やかに1枚単位で再処理を行う。

イ 1枚の仕上がりサイズ 縦4.5インチ×横9.0インチ

4 帳票へのデータ印字

印字データ（PDF）を健康保険課より受領し、帳票に印字処理を行う。

- (1) 2連帳票
- (2) 6連帳票

5 案内文書の印刷及び折加工

原稿を単色刷り両面印刷（B5サイズ）とし、封入サイズに折り込む。（横三つ折り）。

※案内文書の原稿はExcelで作成したものを提供する。

6 封筒の作製

(1) 送付用封筒（6種類）の作製

ア 窓あき封筒で横・上開きタイプのもので、6区役所6種類を作製する。

イ 封筒の窓あき部分は、グラシン紙（紙質でリサイクル可能なもの）を使用する。

ウ 封筒の表面に発送元（区役所）の名称等の問い合わせ先、後期高齢者医療保険料関係書類在中を印刷する。

7 帳票類の封入

(1) 封入物

- ア ブッキング後の帳票
- イ 案内文書

(2) 封入方法

- ア 2連帳票+案内文書
- イ 6連帳票+案内文書

※案内文書の同封は新規資格取得者及び広域内転居者です。

※上記イの*（アスタリスク）印字納付書については、機械による一括処理可能分は引き抜くこと。

8 帳票類の作製数量及び封入予定数量

別紙「内訳書」のとおり

9 封入の実施回数及び日数

(1) 8回（7月～2月）

(2) 原則として、印字データの引渡日から納品日までは、概ね4営業日とする。

(3) 封入の実施については、健康保険課職員が指定する数量及び納入期限等の条件に従うものとする。

※帳票が破損等した場合は、直ちに健康保険課職員に報告し、健康保険課職員の指示のもと速やかに再処理を行う。

10 委託書類の引渡・納品場所

健康保険課職員が指定する場所とする。

11 委託書類の引渡・納品日

健康保険課職員が指定する日とする。

12 運搬等（配送）

(1) 原稿や帳票類等の受取手段は、受託者が用意すること。

(2) 帳票類等は、段ボール箱に梱包のうえ、納品すること。

(3) 健康保険課で検品後、区政事務センター（稲毛区役所3階）に運搬し、各区役所の納品部数を報告すること。

13 契約方法

「2 業務内容」の(1)・(3)・(4)については総価契約とし、(2)・(5)については単価契約とする。

14 支払方法

総価契約については、納品後に検査を行う。その後請求書を受領し、30日以内に支払うこととする。

単価契約については、当月業務終了後に検査を行う。その後請求書を受領し、30日以

内に支払うこととする。

15 注意事項

(1) 封入業務

ア 封入後、封筒の窓枠から宛先が視認できること。

イ 成果物は、出力種類別の区役所ごとに箱に分別のうえ、数量を記録すること。

ウ 封筒については、上記6のとおり作製したものを使用する。ただし、不足が生じた場合は別途健康保険課から提供する封筒を使用する。

(2) 納付書テスト

納付書については、マルチペイメント対応の納付書を使用することから、以下のテストが必要となることがある。テスト時に必要となる帳票については、作製枚数に含まない。

また、それぞれのテストの回数や詳細な内容については、金融機関や収納代行業者等の関係機関によって異なるため、それぞれに対応したテストを行うこととし、詳細は、健康保険課とともに確認の上実施することとする。

なお、それぞれのテストの結果がすべて適格となったのちに、帳票を作製する。

ア 千葉市役所のテスト

印字位置などを確認するため、事前に健康保険課より貸与するテストデータをもとに、印字処理を行う。その後、健康保険課にて、テストデータを印字したものについて確認を行い、適否を判断する。(想定枚数は、100枚)

イ ゆうちょ銀行、コンビニ収納代行業者等のテスト

郵便振替収納サービス、マルチペイメントネットワーク及びコンビニエンスストア収納の仕様に基づき、対応する帳票を作製すること。

ゆうちょ銀行のテストについては、版下審査、印刷精度のテストを行うことがある。(想定枚数は100枚。但し、テストの結果次第では追加が必要となることがある。)

コンビニエンスストア収納代行業者及びちばぎんコンピューターサービス株式会社のテストについては、読み取りテスト及びシナリオテストを行うことがある。(想定枚数は50枚。但し、テストの結果次第では追加が必要となることがある。)

(3) その他

ア 帳票類等の規格は、健康保険課職員が示すサンプルのとおりとする。

イ 業務の詳細事項及び詳細工程については、健康保険課職員の指示に従うものとする。

ウ 委託業務の実施について不明な点は、健康保険課職員に確認し、又は指示を受けること。

エ 印字データ及び個人情報が入力された帳票は、特に厳重な取扱いをすること。

オ 仕様書に定めのない事項は、健康保険課と受託者が協議により決定するものとする。